

第7回教育委員会（R6.10月定例会）会議録

日時：令和6年10月21日（月）13時30分～

場所：飯綱町役場 第1庁舎2階
議員控室

出席者：村松勝視職務代理、吉澤奉子委員、宮島千幸委員、飯田治夫委員
馬島敦子教育長、笠井教育次長、広田教育次長補佐兼生涯学習係長、小山こども保育係長、
橋詰学校給食係長、朝比奈総務教育係長、茨木主事、福井（書記）

1. 開 会 13：30

2. 教育長あいさつ

3. 会議録署名

4. 報 告

報告第1号 今後の日程・市町村教育委員会連絡会について

報告第2号 令和6年9月飯綱町議会定例会について

報告第3号 飯綱町高等学校等通学定期運賃補助金交付要綱の一部を改正する告示につ
いて

報告第4号 飯綱町エリア定期券購入費補助事業用鋼の一部を改正する告示について

報告第5号 飯綱町教育支援就学判断について

報告第6号 飯綱町保育所管理規則の一部改正について

5. 協 議

協議第1号 飯綱町教育委員階事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について

協議第2号 飯綱町子育て世代施設条例の一部改正について

協議第3号 後援及びチラシ配布について

6. その他

1) 各係より

2) その他

3) 第8回（11月）定例会の開催日について

令和6年11月25日（月）15：30から 飯綱町役場

7. 閉 会

教 育 長：定例教育委員会の全体進行

教 育 長：第7回定例教育委員会（10月定例会）の開会とあいさつ

教育委員：会議録署名

教 育 長：報告第1号「今後の日程」について説明

教 育 長：質疑

教育委員：予算ヒアリングについて

教 育 長：例年1月初旬に実施している。

教育委員：駅伝のスケジュールは。

生涯学習係長：11月4日午前9時受付開始・9時30分開会式・10時スタートとなる。

教 育 長：教育委員の方々には10時までに集合していただくようお願いしたい。

その他質疑

教育委員：なし

教 育 長：続いて報告第2号「令和6年9月飯綱町議会定例会について」

教育次長：報告第2号について説明

上程議案につき、議案第51号と第61号により可決された。

議案第61号については、決算額が減額となっているが事業実施成果がないということではなく、効率よく事業を進めていると認識している。

一般質問についても答弁内容を確認していただきたい。

教育委員：令和5年度決算額の『きめ細かな切れ目のない子育て総合応援事業』について、具体的に、どのような経緯により事業費が増額したのか。

教育次長：出産・子育てにつき応援給付金という形で、国及び県より補助金を受けたことにより、大幅な増額となった。

教育委員：『町民会館管理運営費』については。

生涯学習係長：吊り天井の改修費用により大幅な増額となった。

教育委員：『歴史ふれあい館管理運営費』については。

生涯学習係長：今期リニューアルに関わり大幅な増額がされている。

教育委員：『運動場管理運営費』については。

生涯学習係長：運動場内の照明をLED照明に変更する改修工事により大幅な増額となった。

教 育 長：その他質疑

教育委員：なし

教 育 長：続いて報告第3号「飯綱町高等学校等通学定期運賃補助金交付要綱の一部を改正する告示について」および報告第4号「飯綱町エリア定期券購入費補助事業要綱の一部を改正する告示について」

総務教育係長：報告第3号および報告第4号について説明

施行期日については今年度4月1日に遡り、不利益が出ぬように施行したい。

教 育 長：質疑

教育委員：エリア定期券について現在遠距離の中学生については無料であるが、距離等はある

のか。

教 育 長：飯綱中学校の生徒については、現行どおり。

教育委員：他校へ通う生徒については。

総務教育係長：それについては、エリア定期券ではなく通学定期券を利用するようになるため、適用補助が異なる。

教育委員：町内のみで距離が近く、現行の対象外ではあるが今後エリア定期券を利用したい生徒の場合は。

教 育 長：町内の小中学校に通う児童・生徒では、エリア定期券を使用して学校に通うことはない。つまり、飯綱町内の公立学校に通う子どもは対象にならない。

総務教育係長：遠距離通学については飯綱中の生徒は中学校が起点となっている。今回の補助について、飯綱中の遠距離通学の生徒と同様に考えるとすれば駅から何km以内というように決めなければならないが、要検討であると考え。

教育委員：現況中学生は近距離の生徒でも申請をすれば実費でバス通学が可能となっている。

現在、近距離にある子どもで、駅までエリア定期券を利用して他校へ通学している生徒はいるのか。

総務教育係長：現在は近距離で通学している生徒はいないと把握している。

教 育 長：今回の要綱はあくまでも町外の学校に就学している長距離通学をする生徒に適用するという。町内のバスに乗り、バスの営業所や牟礼駅からさらに通学が必要な生徒が対象ということ。

教育委員：例えば一定以上の距離を有する自転車通学とは別に、バス通学も実施しているということか。

教 育 長：夏場は自転車通学をしている生徒も、11月以降は安全面に配慮してバス通学をするように推進している。

教育委員：本来は町内の学校に通うことが前提であると思うが、今回の改正については他地域とも比較した上で検討したのか。また、単純に要望があったからというだけで改正を検討するようになったのか。

総務教育係長：今までも今回の改正範囲の児童生徒について補助はしていなかったが、補助対象にしない明確な基準はなく、町内に住んでいながら多様な事情によって他校に通わざるを得ない理由や住民であることも考慮し、また議員等から町部局へ要望もあったことから、今回改正に至った。

教 育 長：多様な学びを得るという点において、現代社会に即した対応となることを承知していただきたい。

教育委員：議会は承認済みか。

総務教育係長：要綱になるので、議会は通さなくてよい。

教育次長：告示のみで対応可能。

教 育 長：その他質疑

教育委員：現在何名ほど町外の他校に通っている生徒がいるのか。

総務教育係長：現在10名ほどの生徒がいるが、補助申請を希望しているのは内数名である。

教育委員：資料に添付している申請書の様式はこのままでよいのか。また、このまま窓口で使用できるのか。学校と配布されているものとは異なるようだが。

総務教育係長：各事業者からの様式になっているので、窓口申請では使用できる。ただし、この申請書の様式は高校生以上の申請様式となるので、確認が必要。

教育長：その他質疑

教育委員：なし

教育長：続いて報告第5号「飯綱町教育支援就学判断について」

主 事：報告第5号について説明

教育長：第3回教育支援委員会により判断が下りた児童たちになる。6年生4名新1年生2名になる。家庭との相違も特にない。

質疑

教育委員：なし

教育長：続いて報告第6号「飯綱町保育所管理規則の一部改正について」

こども保育係長：報告第6号について説明

教育長：質疑

教育委員：現状就労していない保護者が預けているケースはあるのか。

こども保育係長：基本的には「保育を必要とする要件」について、全てチェックが入らないと保育園に児童を預けることはできない。

教育長：現在未満児が多く、保育士不足等対応に苦慮しているため、厳正な審査をさせていただくようにしている。

教育委員：兄弟がいる場合も、就労していないことには長子を預けることはできないのか。

こども保育係長：基本的には就労していないと預けることは不可。ただし、来年度より育休の緩和を実施する予定。来年度については特別要件として、3歳以上児に対して育休中であっても年度内に下の子を預けないという理由つきで、受け入れ対応する。ただし、専業主婦ではあるがどうしても預けたいという保護者もいるため、求職活動をするように提案し、対応しているところもある。

教育委員：そのような面について、現在民生児童委員が支援している部分はあるのか。

こども保育係長：おそらく対応していないと思う。

教育長：過去の話であるが、保育料の問題がある。現在は無償になったことによる公平性を担保させてもらうための改正になることを理解していただきたい。

こども保育係長：就労をしていなくても預けることができる『特別利用保育』という制度もあるが、すぐに対応できるものではないため、あまりにも要望が多いようであれば来年度以降検討し、実施につながるような動きにしていきたいと思う。未満児対応については保育士からの声も上がっているため、早急に対応していきたい。

教育長：この問題については保育所等だけで対応しきれない問題を承知していただきたい。

教育委員：どうしても未満児等人数が多いようであれば、町としても対応を考えていかなければならないのではないか。

教育長：できるだけ対応を考えていく。

質疑

教育委員：なし

教 育 長：続いて協議第 1 号「飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について」

教育次長：協議第 1 号について説明

12 月議会で報告するため 11 月の定例教委までに意見をいただきたい。

教 育 長：質疑

教育委員：例年お伝えしているが、資料提示の時期を早めることはできないか。

教育次長：この報告については決算後に認定を受けないと転記できないため、報告時期を早めることは困難。

教 育 長：採択は次回定例教委時

その他質疑

教育委員：なし

教 育 長：続いて協議第 2 号「飯綱町子育て世代施設条例の一部改正について」

教育次長：協議第 2 号について説明

教 育 長：質疑

教育委員：使用料について議会の承認は必要か。

教育次長：議会承認の必要のない範囲で、要綱のみで対応可能。

教 育 長：採択

教育委員：全員挙手により承認

教 育 長：続いて協議第 3 号「後援及びチラシ配布について」

総務教育係長：協議第 3 号について説明

教 育 長：質疑

教育委員：なし

教 育 長：採択

教育委員：全員挙手により採択

教 育 長：続いてその他について

各 係 長：「各係より」説明

教 育 長：質疑

教育委員：なし

教 育 長：「その他」について

教育次長：（教育委員へ向けて）今後予定されている研修への参加可否などについて説明

教育委員：承知

教育委員：教育課程について、今年度は学校より委員に向けて連絡がなかった。今年度は開催済みなのか。

教 育 長：今年度は 10 月 5 日に開催済みである。その旨、学校に申し伝えておく。

教育委員：承知

教育長：飯田治夫委員退任について

飯田委員：あいさつ

教育長：第8回（11月）定例会の開催について令和6年11月25日（月）15：30～

閉会 15：30